

単位税政連規約ひな形の見直しに関する件（案）

【改正の趣旨（〇〇税理士政治連盟）】

近年、税理士政治連盟（税政連）の会費納入者数の減少には歯止めがかからず、単位税政連が支えるべき東京税政連の活動は限りなく財政面から制限されている。もとより税理士会は税制・税務行政・税理士制度について税理士法に規定する建議権を行使して官公署に建議するのに対し、税政連は税理士会の要望を実現するため行政・立法に働きかける使命をもつ。両者は車の両輪であり、税政連の活動成果は税理士会員全員に及んでいる。

したがって、税政連組織も当然に全税理士をもって構成されるべきであり、税政連活動のための費用分担も公平であることが望ましい。このような当然加入を標榜するとき、これまでの組織形態を見直し、現行規約に規定されている事項と活動・運営実態等の整合性を図ることが必須となる。このため、当税理士政治連盟の規約を見直し、一部改正することとしたい。

〇〇税理士政治連盟規約（特別委員会案）	単位税政連規約ひな型（現行：平成13年10月18日）	備考（論点等）
<p>(注) { } : オプション [] : 直前の文言との差し替えの選択肢</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 本連盟は、〇〇税理士政治連盟（「〇〇税政連」と略称する。）と称する。</p> <p><u>（一部修正して第5条へ移動）</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本連盟は、<u>税理士の社会的使命に鑑み、納税者のための税理士制度及び租税制度を確立するとともに、税理士の更なる地位向上を目標に必要な政治活動を行うことを目的とする。</u></p>	<p>(注) { } : オプション [] : 直前の文言との差し替えの選択肢</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(本 部)</p> <p>第2条 本連盟の<u>本部</u>は東京都 {〇〇区 [〇〇市]} に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 本連盟は税理士の社会的、<u>経済的地位の向上を図るとともに納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。</u></p>	

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、東京税理士政治連盟及び東京税理士会〇〇支部と連携して、次の事業を行う。

1. 納税者の代理人としての税理士制度を確立及び納税者の租税倫理の高揚を期するための諸施策
2. 政府、政党及び国会議員等に対する、陳情、請願等の政治活動
3. 納税者の実態に即した租税制度のための政治活動
4. 租税法律主義に基づく民主的税務行政実現のための政治活動
5. 会員及び賛助会員に対する情報の提供及び機関紙の発行(削除)
6. 住民本位の地方行政を実現するための活動
7. 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動(一部修正して第3条第5号へ移動)
8. 東京税理士政治連盟に加入し、同連盟との連絡並びに連携の強化
9. 税理士による国会議員等後援会との連絡並びに連携の強化
10. 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 納税者の権益を擁護増進する税理士制度のための諸施策(新設)
2. 納税者の実態に即した租税制度のための政治活動
3. 租税法律主義に基づく民主的税務行政実現のための政治活動(一部修正して第4条第7号から移動)
4. 納税者の租税倫理の高揚を期するための諸施策
5. 住民本位の地方行政を実現するための活動
6. 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
7. 会員及び賛助会員に対する情報の提供
8. (同 左)
9. (同 左)
10. (同 左)

(組 織)

第4条 本連盟の組織は次のとおりとする。

1. 本連盟は次に掲げる税理士会員を会員（以下、「会員」という。）として組織する。

(1) 東京税理士会〇〇支部の区域内に事務所を有する開業税理士

(2) 東京税理士会〇〇支部の区域内に事務所を有する税理士法人に執務する社員税理士

(3) 東京税理士会〇〇支部の区域内に事務所所在地のある税理士事務所及び税理士法人に所属する所属税理士

2. 前項の規定にかかわらず、本連盟の会員となることを望まない税理士会員については、その意思を尊重し、本連盟の会員とならないものとする。{この場合本連盟は、税理士会員に対しその意思を確認するため、一定の様式により届出をすることを求めることができる。}

3. 本連盟の地域内に住所を有する税理士、その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員（以下、「賛助会員」という。）となることができる。

{4. 本連盟は地域内に支部 {及び部会} を設けることができる。}

(組 織)

第5条 本連盟の組織は次のとおりとする。

1. 本連盟は東京税理士会〇〇支部の地域内に事務所を有する税理士のうち本連盟の目的及び事業に賛同する者を会員として組織する。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

2. 本連盟の地域内に住所を有する税理士、その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員となることができる。

3. 本連盟は地域内に支部 {及び部会} を設けることができる。

(事務所)

第5条 本連盟の事務所は東京都 {〇〇区 [〇〇市]} に置く。

第2章 役員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長〇名以内、幹事長1名、副幹事長〇名
以内、幹事若干名、会計監事〇名以内

2 役員は、会員のうちから総会において選任する。

(会長)

第7条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその
職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(幹事長)

第9条 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。

2 幹事長は、その職務に属する事項で重要と認めるものにつ
いては、会長に判断を求めなければならない。

(一部修正して第2条から移動)

第2章 役員及び執行機関

第1節 役員

(役員)

第6条 (同 左)

2 (同 左)

(会長)

第7条 (同 左)

(副会長)

第8条 (同 左)

(幹事長)

第9条 (同 左)

2 (同 左)

<p>(副幹事長)</p> <p>第10条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代行し、幹事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>(幹事)</p> <p>第11条 幹事は第15条の委員会に所属し、<u>会務の執行にあたる</u>。</p> <p>(会計監事)</p> <p>第12条 会計監事は、経理を監査し、決算の審理に当たる。</p> <p>2 会計監事は、本連盟の他の役員を兼ね又は本連盟の使用人となることができない。</p> <p>3 会計監事は、本連盟の会務執行に関する会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章</u> 執行機関</p> <p><u>(第14条へ移動)</u></p>	<p>(副幹事長)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>(幹事)</p> <p>第11条 幹事は第15条の委員会に所属し、<u>会務を司る</u>。</p> <p>(会計監事)</p> <p>第12条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節</u> 執行機関</p> <p>(常任幹事会)</p> <p>第13条 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって組織し、会長、又は会長の指名する構成員が議長となる。</p>	
---	---	--

<p>(幹事会)</p> <p><u>第13条</u> 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、会長、又は会長の指名する構成員が議長となる。</p> <p>2 幹事会は、会長が招集する。</p> <p>3 幹事会は、会務執行に関する議決機関とし、本連盟の運営及び事業活動に関する主要事項を審議決定する。</p> <p>(常任幹事会)</p> <p><u>第14条</u> 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって組織し、会長、又は会長の指名する構成員が議長となる。</p> <p>2 常任幹事会は、会長が招集する。</p> <p>3 常任幹事会は、会務執行に属する主要事項につき審議する。</p> <p>(委員会)</p> <p><u>第15条</u> 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしめるため次の委員会をおく。</p> <p>1. 政策委員会</p>	<p>2 常任幹事会は、会長が招集する。</p> <p>3 常任幹事会は、会務執行に属する主要事項につき審議する。</p> <p>(幹事会)</p> <p><u>第14条</u> 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、会長、又は会長の指名する構成員が議長となる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(第13条から移動)</p> <p>(委員会)</p> <p><u>第15条</u> 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしめるため次の委員会をおく。</p> <p>1. (同 左)</p>	
---	--	--

<p>2. 財務委員会 3. 組織委員会 4. 国対委員会 <u>(一部修正して第15条第7項へ移動)</u> 5. 広報委員会 <u>{6. 後援会対策委員会}</u> <u>{7. 選対委員会}</u></p> <p>(委員会の職務)</p> <p>第16条 各委員会はそれぞれ次の職務を行う。</p> <p>1. 政策委員会は、本連盟の基本政策を企画立案する。 2. 財務委員会は、本連盟の財政の強化と健全な運営を図るための諸施策を執行する。 3. 組織委員会は、本連盟の組織活動を統一かつ強化するための諸施策並びに税理士による国会議員等後援会との連携のための具体策を執行する。 4. 国対委員会は、本連盟の事業の執行に必要な議会对策等の活動の具体策を執行する。 <u>(一部修正して第16条第7項へ移動)</u> 5. 広報委員会は、本連盟の目的達成のための情報の収集及び機関紙の発行その他の広報活動を行う。 <u>{6. 後援会対策委員会は、本連盟の目的達成のため、税理士による国会議員等後援会の設立及び活動を支援す</u></p>	<p>2. (同 左) 3. (同 左) 4. (同 左) <u>5. 選対委員会</u> <u>6. 広報委員会</u> <u>(新 設)</u> <u>(一部修正して第15条第5項から移動)</u></p> <p>(委員会の職務)</p> <p>第16条 各委員会はそれぞれ次の職務を行う。</p> <p>1. (同 左) 2. (同 左) 3. (同 左) 4. (同 左) 5. 選対委員会は、本連盟の選挙対策を企画立案する。 6. 広報委員会は、本連盟の目的達成のための情報の収集及び機関紙の発行その他の広報活動を行う。 <u>(新 設)</u></p>	
---	--	--

る。}

{7. 選対委員会は、本連盟の選挙対策を企画立案する。}

(委員会の組織)

第17条 各委員会は、委員長1名 {、副委員長2名以内、} 及び委員若干名をもって組織し、委員長は副幹事長のうちから、
{副委員長は幹事のうちから、} 委員は会員のうちから常任幹事会{幹事会}の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の運営)

第18条 委員会は、委員長が召集し、委員長、又は委員長の指名する副委員長が議長となる。

{2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を行う。}

(役員及び委員の任期)

第19条 役員及び委員の任期は選任後第2回目の定期総会終了のときまでとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠選任による役員及び委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 補充選任による役員及び委員の任期は現任者の残任期間とする。

4 任期が満了した役員又は委員は、後任者が就任するまで引

(一部修正して第16条5項から移動)

(委員会の組織)

第17条 各委員会は、委員長1名 {、副委員長2名以内、} 及び委員若干名をもって組織し、委員長は副幹事長のうちから、
{副委員長は幹事のうちから、} 委員は会員のうちから常任幹事会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の運営)

第18条 (同 左)

{2 (同 左)}

(役員及び委員の任期)

第19条 役員及び委員の任期は選任後第2回目の定期総会終了のときまでとする。ただし再任を妨げない。

2 (同 左)

3 増員による役員及び委員の任期は現任者の残任期間とする。

(第19条の1から移動)

き続きその職務を行う。

(第19条第4項へ移動)

(第28条へ移動)

第4章 総会

(総会)

第20条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回6月末日までに会長が召集する。
- 3 会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 4 賛助会員は、総会に出席して発言することができる。
- { 5 会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は1月以内に臨時総会を招集しなければならない。}

(総会の構成)

第21条 総会は、本連盟の最高決議機関とし、会員を持って構成する。

(任期満了後の役員等の職務)

第19条の1 任期が満了した役員又は委員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(事務局)

第20条 本連盟の事務局は東京都 {〇〇区 [〇〇市]} に置く。

第3章 議決機関

(総会)

第21条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 (同 左)
- 3 (同 左)
- 4 (同 左)
- { 5 会員の6分の1以上の要求があったときは、会長は1月以内に臨時総会を招集しなければならない。}

(総会の構成)

第22条 総会は、本連盟の最高決議機関とし、会員を持って構成する。

(総会の議事)

第22条 総会の議長は、その総会において選任する。

- 2 総会の議事は、出席構成の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 その他総会の議事及び運営については別に定める。

(総会の議決事項)

第23条 総会は次に掲げる事項を決定する。

1. 役員を選任
2. 運動方針の採択
3. 規約の改正
4. 予算及び決算の承認
5. その他会務に関する重要事項

第5章 会費及び会計

(経費)

第24条 本連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会費)

第25条 会費は次のとおりとし、会員及び賛助会員は事業年度

(総会の議事)

第23条 総会の議長は、その総会において選任する。

- 2 (同 左)
- 3 (同 左)

(総会の議決事項)

第24条 総会は次に掲げる事項を決定する。

1. (同 左)
2. (同 左)
3. (同 左)
4. (同 左)
5. (同 左)

第4章 会計

(経費)

第25条 本連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会費)

第26条 会費は次のとおりとし、会員及び賛助会員は事業年度

開始後〇ヶ月以内にその全額を本連盟に納入するものとする。

1. 開業税理士・社員税理士の会費 年額〇〇〇〇円

2. 所属税理士の会費 年額〇〇〇〇円

3. 賛助会員の会費 年額〇〇〇〇円

2 年度途中で入会する会員及び賛助会員は入会と同時に会費を本連盟に納入するものとする。

3 事業年度の途中で入会又は退会した者は、入会又は退会した日の属する事業年度分の会費については、第1項の規程にかかわらず、同項の会費の金額にその者が会員である月数（入会した月が1月に満たないときは切り捨て、退会した月が1月に満たないときは1月に切り上げる。）を乗じて12で除した金額を負担する。

4 〇月末までに当該年度の会費納入者名簿を作成する。

(一部修正して第25条第3項へ移動)

開始後4月以内にその全額を本連盟に納入しなければならない。

1. 会員の会費 年額〇〇〇〇円

(新設)

2. 賛助会員の会費 年額〇〇〇〇円

2 (同左)

(一部修正して第26条の1から移動)

(新設)

(事業年度中との入会者又は退会者の特例)

第26条の1 事業年度の途中で入会又は退会した者は、入会又は退会した日の属する事業年度分の会費については、第26条第1項の規程にかかわらず、同項の会費の金額にその者が会員である月数（入会した月が1月に満たないときは切り捨て、退会した月が1月に満たないときは1月に切り上げる。）を乗じて12で除した金額を負担する。

<p>(寄付金)</p> <p><u>第26条</u> 本連盟は、本連盟の目的達成に賛同する個人及び政治団体から寄付金を受けることができる。</p> <p>(事業及び会計年度)</p> <p><u>第27条</u> 本連盟の事業及び会計年度は毎年〇月〇日に始まり〇月〇日に終わる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章</u> 雑 則</p> <p>(事務局)</p> <p><u>第28条</u> 本連盟に事務局を置き、本連盟の会務に関する事務処理を行う。</p> <p>{<u>2 会長は、幹事会の同意を得て事務局に事務長を置く。}</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、事務局に関し必要な事項は、細則で定める。</u></p> <p>(規約の改正)</p> <p><u>第29条</u> 本規約の改正は、総会の議を経て行うものとする。</p> <p>(加 入)</p> <p><u>第30条</u> 本連盟は、東京税理士政治連盟に加入する。</p>	<p>(寄付金)</p> <p><u>第27条</u> 本連盟は、本連盟の目的に賛同する個人及び団体から寄付金を受けることができる。</p> <p>(事業及び会計年度)</p> <p><u>第28条</u> 本連盟の事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章</u> 雑 則</p> <p>(一部修正して第20条から移動)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(規約の改正)</p> <p><u>第29条</u> 本規約の改正は、総会の議を経て行うものとする。</p> <p>(新 設)</p>	
---	--	--

<p>(法令の遵守)</p> <p><u>第31条</u> 本連盟の事業遂行に当たっては政治資金規正法及び公職選挙法等の法令を遵守するものとする。</p> <p>(この規約の疑義の決定)</p> <p><u>第32条</u> この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義を生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本規約は昭和〔平成〕〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約の改正は、<u>平成30年</u>〇〇月〇〇日から施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(法令の遵守)</p> <p><u>第30条</u> 本連盟の事業遂行に当たっては政治資金規正法及び公職選挙法等の法令を遵守するものとする。</p> <p>(この規約の疑義の決定)</p> <p><u>第31条</u> この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義を生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本連盟は昭和〔平成〕〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約の改正は、<u>平成〇〇年</u>〇〇月〇〇日から施行する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第26条の改正規定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に始まる事業年度の会費から適用する。</u></p>	
---	---	--